である参議院名簿登載者があるものの届出に係る各参議院名簿において、当該参議院名簿登載者の当選人となるべき順位は、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位より上位とし、当該その他の参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定めるものとした。（第九五条の三第四項関係）

(四)　(一)の候補者の選挙運動

(一)により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会並びに街頭演説は認めないものとした。ただし、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布は、参議院名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなして、することができるものとした。（第一三〇条第一項第三号等関係）

(五)　選挙公報の掲載文

選挙公報の掲載文に関し、(一)により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名等と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、その氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとした。（第一六八条第三項関係）

(六)　投票記載所の氏名等の掲示

投票記載所の氏名等の掲示に関し、(一)により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載をするものとした。（第一七五条第五項関係）

3　施行期日等

(一)　適用区分

(1)　2は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第一項関係）

(2)　1は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第二項関係）

(二)　参議院議員の定数に関する特例

参議院議員の定数は、1の(一)にかかわらず、平成三一年七月二八日又は平成三一年に行われる通常選挙の期日の前日のいずれか遅い日までの間は、二四二人とし、当該遅い日の翌日から平成三四年七月二五日までの間は、二四五人とするものとした。（附則第三条関係）

(三)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第七六号）（内閣府本府）

1　目的

法律の目的に、「平成二十八年十二月十六日に我が国とロシア連邦との間で協議の開始が合意された我が国及びロシア連邦により北方地域において共同で行われる経済活動（第二条第五項において「共同経済活動」という。）の進展も踏まえつつ」を加えるとともに、必要な特別の措置を定める施策として「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備」を加えることとした。（第一条関係）

2　特定共同経済活動

(一)　この法律において「特定共同経済活動」とは、共同経済活動のうち主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして主務大臣が定める共同経済活動をいうこととした。（第二条第五項関係）

(二)　この法律において「北方領土隣接地域の振興」には、「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備」を含めることとした。（第三条第二項第四号関係）

(三)　国、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町は、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な北方領土隣接地域の環境整備に努めるものとすることとした。（第五条の三関係）

(四)　北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画に定める事項に「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する事項」を加えることとした。（第六条第二項関係）

(五)　特定共同経済活動の定めについての主務大臣は内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣とすることとした。（第一二条関係）

3　北方領土隣接地域振興等基金の取崩し

北海道が北方領土隣接地域振興等基金（以下この項において「基金」という。）を取り崩す場合には、その取崩し後の基金の額の五分の四に相当する額を基金の財源に充てるために国から交付を受けた補助金の額とみなして第一〇条第三項の規定を適用することとした。（第一〇条第四項関係）

4　財政上の措置等

国は、第四条の二から第一〇条までに定めるもののほか、この法律の目的を達成するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるとともに、必要な金融上及び技術上の配慮をしなければならないこととした。（第一〇条の二関係）

5　検討

政府は、この法律による改正後の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の施行の状況を勘案し、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための交付金に関する制度の整備その他必要な財政上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

6　施行期日

この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第七七号）（内閣府本府）

1　この法律における「北方地域旧漁業権者等」のうち「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」の生前承継者は、次に掲げる者とすることとした。（第二条第二項第五号及び第六号関係）

(一)　「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」がその配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者（以下「配偶者等」という。）を指定した場合における当該配偶者等（その者が主として当該配偶者等の収入によって生計を維持している場合として主務省令で定める場合に該当する場合に限るものとし、その者の子又は孫のうちに「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」に該当する者がある場合を除く。）

(二)　(一)の指定をする場合において、「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」の配偶者等のうちに当該指定を受ける者以外に介護、介助その他収入以外の方法によってその者の生活の安定に主として寄与している配偶者等がいるときは、当該寄与している配偶者等であって主務省令で定めるもののうちその者が当該指定と併せて指定した者

2　この法律における「北方地域旧漁業権者等」のうち「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」の死後承継者は、次に掲げる者とすることとした。（第二条第二項第七号及び第八号関係）

(一)　「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時における配偶者等（その者が主として当該配偶者等の収入によって生計を維持していた場合として主務省令で定める場合に該当し、かつ、当該配偶者等がその者の死亡の日から三年以内に主務省令で定めるところにより当該場合に該当する旨の確認を受けた場合に限るものとし、その者の子又は孫のうちに「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」に該当する者がある場合を除く。）